

船橋市総合体育館及び船橋市武道センター
指定管理者募集要項

令和7年6月

船橋市 教育委員会 生涯学習部 生涯スポーツ課

目 次

募集要項等一覧表.....	- 4 -
船橋市総合体育館及び船橋市武道センター 指定管理者募集要項について...	- 5 -
1 指定管理者が行う管理の基本方針.....	- 5 -
(1) 本施設の役割.....	- 5 -
(2) 本施設の管理の基本方針.....	- 5 -
2 施設の概要.....	- 6 -
(1) 船橋市総合体育館（船橋アリーナ）.....	- 6 -
(2) 船橋市武道センター.....	- 6 -
3 指定管理者が行う業務.....	- 7 -
4 施設の開館時間等.....	- 8 -
(1) 開館時間について.....	- 8 -
(2) 休館日について.....	- 8 -
(3) 開館時間、休館日の変更等について.....	- 8 -
5 指定期間.....	- 8 -
6 管理運営に関する経費等.....	- 8 -
(1) 利用料について.....	- 8 -
(2) 指定管理料について.....	- 9 -
(3) 修繕について.....	- 9 -
(4) 物品について.....	- 10 -
(5) 事業所税.....	- 10 -
7 リスク分担.....	- 10 -
8 業務評価.....	- 11 -
(1) 内部評価について.....	- 11 -
(2) 労働関係法令の遵守状況の確認について.....	- 12 -
(3) 改善指導と指示について.....	- 12 -
(4) 評価結果の公表について.....	- 12 -
(5) 指定の取消し及び業務の一時停止について.....	- 12 -
9 その他管理運営にあたっての留意事項.....	- 12 -
(1) 法令等の遵守について.....	- 12 -
(2) 占有団体の取扱いについて.....	- 13 -
(3) 損害賠償請求等への対応について.....	- 13 -
(4) 苦情等への対応について.....	- 13 -
(5) 事故及び災害等への対応について.....	- 13 -
(6) 職員研修の実施について.....	- 13 -
(7) 個人情報の取扱い、守秘義務及び情報公開.....	- 14 -
(8) 文書等の管理保管.....	- 14 -

(9) 利用者調整会議の開催と優先予約について.....	- 14 -
(10) 利用者の声の把握.....	- 14 -
(11) 監査等への協力.....	- 14 -
(12) 教育委員会への報告等.....	- 15 -
(13) 災害等発生時の対応について.....	- 15 -
(14) 障害者差別解消に係る配慮.....	- 15 -
(15) 市内事業者の活用について.....	- 15 -
(16) 指定管理者提案による整備・改修について.....	- 15 -
(17) 自動販売機の取扱いについて.....	- 16 -
(18) 総合体育館オアシス内の活用について.....	- 16 -
(19) 指定管理業務に関連するその他の業務の実施について.....	- 16 -
①体育施設使用料の徴収等業務等	- 16 -
②船橋市運動公園及び法典公園の利用に係る業務	- 16 -
(20) 令和9年度全国高等学校総合体育大会について.....	- 16 -
(21) 適格請求書保存方式（インボイス制度）の対応について.....	- 18 -
(22) 救護体制の強化について.....	- 18 -
10 指定管理者募集に関する事項.....	- 18 -
(1) スケジュールについて.....	- 18 -
(2) 指定管理者の募集手続きについて.....	- 18 -
①募集要項の配布	- 18 -
②現地見学会	- 19 -
③募集要項等に関する質問	- 19 -
(3) 申請資格.....	- 19 -
(4) 共同企業体による申請について.....	- 20 -
(5) 申請の手続きについて.....	- 21 -
①申請書類	- 21 -
②提出書類の言語等	- 21 -
③申請書類の受付	- 22 -
④注意事項	- 22 -
⑤失格事項	- 22 -
⑥申請における留意事項	- 22 -
11 指定管理者候補者の審査・選定等.....	- 24 -
(1) 指定管理者選定委員会の設置について.....	- 24 -
(2) 選定委員会による審査について.....	- 24 -
①出席者	- 25 -
②発表方法	- 25 -
③面接審査の日時等	- 25 -
(3) 審査のポイント.....	- 25 -
(4) 評価基準.....	- 25 -

①書面審査評価基準	- 25 -
②面接審査評価基準	- 26 -
(5) 順位付けの方法.....	- 26 -
(6) 審査結果の通知及び公表について.....	- 27 -
(7) 協議の開始について.....	- 28 -
(8) 指定管理者の指定について.....	- 28 -
(9) 次順位者の取扱いについて.....	- 28 -
12 指定管理者との協定の締結.....	- 28 -
13 指定の取消し等.....	- 29 -
(1) 指定管理者による管理業務が不適切と認められる場合.....	- 29 -
(2) 指定管理者からの協議による場合.....	- 29 -
(3) 不可抗力等による場合.....	- 29 -
(4) 指定取消し等にかかる損害賠償について.....	- 30 -
14 業務の引継ぎ.....	- 30 -
(1) 指定開始前の引き継ぎについて.....	- 30 -
(2) 指定開始時の引き継ぎについて.....	- 30 -
(3) 指定終了時の引き継ぎについて.....	- 30 -
(4) 引き継ぎに要する費用について.....	- 30 -
15 問合せ先及び申請書類提出先.....	- 30 -

募集要項等一覧表

船橋市総合体育館及び船橋市武道センター指定管理者募集要項（本紙）
添付資料 （資料１）施設概要 （資料２）利用状況 （資料３）利用料等一覧表 （資料４）業務仕様書 （資料５）物品一覧表 （資料６）障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領
申請書類 （申請書類１）現地見学会参加申込書 （申請書類２）質問書 （申請書類３）船橋市総合体育館指定管理者指定申請書 （申請書類３－２）船橋市武道センター指定管理者指定申請書 （申請書類４）事業計画書 （申請書類５）法人等概要書 （申請書類６）誓約書 （申請書類７）（申請時）労働条件チェックシート （申請書類８）法人等の役員名簿 （申請書類９）市税納付確認書 （申請書類１０）船橋市総合体育館指定管理者指定申請辞退届 （申請書類１０－２）船橋市武道センター指定管理者指定申請辞退届

船橋市総合体育館及び船橋市武道センター 指定管理者募集要項について

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、地方自治法第244条の2に定められております。

船橋市（以下「本市」という。）は、船橋市総合体育館条例（平成5年船橋市条例第18号）第4条及び船橋市武道センター条例（昭和62年船橋市条例第12号）第4条の規定に基づき、船橋市総合体育館及び船橋市武道センター（以下これらを「本施設」という。）について、平成18年度から指定管理者による管理・運営を行っておりますが、現在の指定期間が令和7年度末をもって終了することから、引き続き本施設を一括して管理運営する指定管理者を募集します。

なお、募集要項は、1ページの一覧表のとおり、本紙の他、添付資料及び申請書類から構成されており、これらは募集要項と一体のものです。（以下「募集要項等」という。）また、本募集要項等については、申請のための検討以外の目的で使用することはできません。

募集要項等に記載された内容は、特に記載されたものを除き、令和7年6月23日現在のものです。

1 指定管理者が行う管理の基本方針

（1）本施設の役割

本施設は、船橋市総合体育館条例（平成5年船橋市条例第18号。以下「総合体育館条例」という。）及び船橋市武道センター条例（昭和62年船橋市条例第12号。以下「武道センター条例」という。）に基づく施設として、総合体育館はスポーツ及び文化の振興、武道センターは武道その他のスポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与する施設として利用されております。

また、本市は、地域に根差したスポーツ活動を通じて健康で豊かな心とからだを育て活力ある都市を目指し、昭和58年10月に「スポーツ健康都市宣言」を行っており、本施設はその中心的な施設として多くの市民に利用されております。

（2）本施設の管理の基本方針

本施設は、本市が設置する「公の施設」であります。上記（1）の本施設の役割や公の施設としての特性を理解し、以下に掲げる事項に従って管理運営を行うものとします。

- ①利用者が安全・安心して利用できるよう、総合体育館条例、同条例施行規則、武道センター条例、同条例施行規則及び関連法令等に従うとともに、仕様書等に基づき、常に施設を清潔に保ち、かつ機能を良好な状態において管理を行うこと。
- ②公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うものとし、利用者の平等な利用を確保すること。
- ③施設の効用を最大限に発揮させるような効率的・効果的な運営を行うこと。
- ④利用者に対しては、親切かつ丁寧に接遇し、適切なサービスの提供を行うこと。
- ⑤利用者の意見を聴き、反映できるものは取り入れ、利用者の満足度を高めること。

⑥市内他の体育施設と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2 施設の概要

(1) 船橋市総合体育館（船橋アリーナ）

所在地	船橋市習志野台7丁目5番1号	
開館年月	平成6年1月	
敷地面積	31,777 m ²	
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建	
施設 内容	第1棟	メインアリーナ（観覧席4,240席）、役員室、選手控室、音響・映像調整室、調光室、放送室、器具庫 等
	第2棟	サブアリーナ（観覧席286席）、温水プール（観覧席66席）、幼児体育室、多目的室、卓球室、弓道場、トレーニング室、リズムエクササイズ室、浴室、小会議室、大会議室、和室、スポーツ資料展示室 等

	第1棟（m ² ） （メインアリーナ棟）	第2棟（m ² ） （サブアリーナ棟）
3階	756.03	157.32
2階	3,135.52	2,219.96
1階	5,505.70	4,963.58
地下1階	682.96	2,610.38
計	10,080.21	9,951.24
駐車場 第1：93台 第2：340台 第3：36台		

(2) 船橋市武道センター

所在地	船橋市市場1丁目3番1号
開館年月	昭和62年6月
敷地面積	1,907.45 m ²
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建
施設内容	第1武道場、第2武道場、相撲場、会議室 等

	広さ（m ² ）	施設
4階	93.53	機械室
3階	818.76	第2武道場、更衣室
2階	815.16	第1武道場、更衣室
1階	756.13	事務室、相撲場、会議室
計	2,483.58	
駐車場 5台		

※施設の詳細については資料1「施設概要」をご覧ください

3 指定管理者が行う業務

本施設における指定管理者の業務は次のとおりです。業務の詳細については、資料4「業務仕様書」のとおりとします。このほか、申請時に提案のあった事項についても指定管理者の行う業務となります。

なお、指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできませんが、専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行う事が困難な一部の業務については、教育委員会の承認を得て委託することができます。

ア. 総合体育館条例及び武道センター条例第5条に規定する業務に関すること。

(船橋市総合体育館)

- (1) スポーツ及び文化の活動のための施設及び設備の提供に関すること。
- (2) スポーツ及び文化の振興のための講習会等の開催に関すること。
- (3) スポーツ及び文化の情報の提供に関すること。
- (4) 総合体育館の利用の許可に関すること。
- (5) 総合体育館の利用料の収受に関すること。
- (6) 総合体育館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (7) その他教育委員会が特に必要があると認めること。

(船橋市武道センター)

- (1) 武道その他のスポーツの活動のための施設及び設備の提供に関すること。
- (2) 武道その他のスポーツの振興のための講習会等の開催に関すること。
- (3) 武道センターの利用の許可に関すること。
- (4) 武道センターの利用料の収受に関すること。
- (5) 武道センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (6) その他教育委員会が特に必要があると認めること。

イ. 自主事業について

指定管理者自らの企画による自主的な事業（以下「自主事業等」という）を実施して下さい。自主事業等とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画・実施する事業です。自主事業等は、利用者サービスの向上を図る観点から、施設の設置目的を積極的に推進するために行うものです。

また、指定期間開始後に自主事業等を実施しようとする場合は下記のとおり事前の承認が必要となります。

- (1) 実施する前に、教育委員会の承認を受けてください。
- (2) 教育委員会は提案された自主事業等について、施設の設置目的等を総合的に判断し、ふさわしい内容ではないと判断した場合は実施を承認しないこともあります。
- (3) 承認後、自主事業等によって本来業務に支障が生じていると判断した場合、教育委員会は自主事業等の中止、変更等を命ずる場合があります。

4 施設の開館時間等

(1) 開館時間について

午前9時から午後9時まで

(2) 休館日について

12月29日から翌年の1月3日までの日

ただし、原則月1回は設備保守、定期清掃等にあて、施設の適切な維持管理に努めること。

(3) 開館時間、休館日の変更等について

総合体育館条例及び武道センター条例の規定により指定管理者は、必要があると認めるときは、地域住民の迷惑となる場合等を除き、教育委員会の承認を得て開館時刻の繰り上げ、閉館時刻の繰り下げ、休館日等の変更等を行うことができます。この場合、変更後の繰り上げ又は繰り下げた時刻、休館日を規則で定めることとしており、規則の改正が必要となります。

しかし、臨時の変更の場合には規則に定めることを必要としないため、指定管理者は必要があると認めるときは、定められた様式により教育委員会の承認を得て下さい。

なお、開館時間の延長、休館日の変更に伴う指定管理料の増額はいたしません。

5 指定期間

令和8（2026）年4月1日から令和11（2029）年3月31日までとします。

ただし、教育委員会が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

なお、令和11年度に船橋市総合体育館の大規模改修を予定しており、改修内容・進捗状況等により新たに指定管理者を公募することが困難である場合には指定期間を延長する場合があります。

6 管理運営に関する経費等

本施設の管理に要する経費は、本市が支払う指定管理料、自主事業等による収入及び総合体育館条例及び武道センター条例第14条に定める「利用料」によって賄うこととします。

(1) 利用料について

利用料は指定管理者の収入となります。

利用料については、条例の範囲内で指定管理者が定めることとなります。なお、条例上の利用料は資料3「利用料等一覧表」のとおりです。

本市では今後利用料等の見直しを行う場合があります。総合体育館条例及び武道センター条例で定める利用料等の額等に変更が生じた場合は、指定管理者の行う事務に変更が生じる可能性があります。この場合、教育委員会と指定管理者の協議により協定等の変更を行うものとします。

(2) 指定管理料について

申請者が提案する指定管理料は、次に示す上限金額以下（消費税及び地方消費税を含む）としてください。上限金額を超えて提案を行った場合は失格となります。指定管理者候補者として選定された場合、提案された金額に基づいて本市の予算の範囲内で指定管理料について協議を行い、令和7年第4回船橋市議会定例会にて債務負担行為の議決を得る予定です（提案のあった金額がそのまま指定管理料とはならない場合があります。）。

また、本市が支払う指定管理料の支払い時期、方法等については、指定管理者と協議のうえ決定し、指定管理者と本市との間で締結する年次協定で定めるものとします。

＜上限金額＞	船橋市総合体育館	837,028,000 円
	船橋市武道センター	73,020,000 円

指定管理料及び利用料で賄うべき経費は、下記に示す経費を除き、「3 指定管理者が行う業務」で示す業務の実施に要する一切の経費となります。

なお、次の「7 リスク分担」で示す本市がリスク分担者となっている経費についても、指定管理料に含んでおりません。

＜本市が負担する経費＞

ア. 施設、設備及び教育委員会が貸与する物品の修繕（1件あたり50万円以上（見積金額であって消費税等を含む。）のうち、教育委員会と指定管理者の協議により本市が負担するとした修繕に係る費用

ただし、指定管理者の故意または過失により修繕が必要となった場合は指定管理者の負担となります。

イ. 本市所有の物品（性質又は形状を変えることなくおおむね3年以上の使用に耐える物で1個あたり3万円以上（見積金額であって消費税等を含む。）に係る費用

ただし、指定管理者の故意または過失により滅失損壊した場合は指定管理者の負担となります。

ウ. 施設の基本的構造にかかる大規模修繕に要する経費

ただし、指定管理者の故意または過失により修繕が必要となった場合は指定管理者の負担となります。

エ. 船橋市生涯学習施設予約管理システムに係る経費

オ. 日本大学用地借上料（総合体育館進入路）

(3) 修繕について

施設、設備及び教育委員会が貸与する物品の修繕に要する経費については、1件あたり50万円未満（見積金額であって消費税等を含む。）の場合にあっては指定管理者の負担とします。1件とは、合理的な理由による修繕単位です。修繕実施後の施設、設備及び物品は本市に帰属するものとします。また、1件あたり50万円以上の場合にあっても、教育委員会と指定管理者の協議により指定管理者が実施するものもあります。

なお、1件あたり50万円未満であっても本市が加入する建物総合損害共済の適用とな

る場合は本市が修繕料を負担することがあります。

(4) 物品について

現に使用中の本市所有の物品については、指定管理者に無償で貸与します。本市所有の物品は「資料5 物品一覧表」に示すとおりです。

貸与した物品が経年劣化等により管理運営業務の実施の用に供することができなくなった場合、性質又は形状を変えることなくおおむね3年以上の使用に耐える物で買い替えに係る費用が1個あたり3万円（見積金額であって、消費税等を含む。）以上の物品については、本市が予算の範囲内で必要に応じて購入します。その他の物品については指定管理者の負担において購入するものとし、その所有権は指定管理者に帰属します。

指定管理者が管理運営を行う施設において指定管理者が必要と判断する物品を設置・使用する場合は、あらかじめ教育委員会と協議のうえ、自らの経費負担により、購入することとなります。この場合、当該物品の所有権は指定管理者に帰属します。

ただし、指定管理者の負担において購入し所有権が指定管理者に帰属する物品についても、教育委員会と指定管理者での協議の上、本市又は教育委員会が指定するものに引き継ぐことができるものとします。

(5) 事業所税

本市は政令で指定された課税団体となっているため、市内の一定規模以上の事業所には事業所税が課税されます。事業所税相当額を指定管理料に計上して支払うものとします。その際の上限額は、指定管理者が申請時に計上した事業所税相当額とします。

ただし、実際の事業所税納付額が指定管理料に計上した事業所税相当額を下回った時は、その差額については、速やかに精算するものとします。

〈参考〉現指定期間における事業所税

令和3年度	船橋市総合体育館：12,018,870円	船橋市武道センター：1,490,148円
令和4年度	船橋市総合体育館：12,018,870円	船橋市武道センター：1,490,148円
令和5年度	船橋市総合体育館：12,018,870円	船橋市武道センター：1,490,148円
令和6年度	船橋市総合体育館：12,018,870円	船橋市武道センター：1,490,148円

7 リスク分担

指定期間内における主なリスク等については、次のとおりとし、これ以外のリスクに関する対応については別途協議するものとします。

・指定期間（令和８年４月～令和１１年３月）内における主なリスク

リスクの種類	リスクの内容	リスク分担者	
		船橋市	指定管理者
経済情勢	人件費・物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
	上記のうち、施設の管理運営に支障をきたす経費の増	協議事項	
	金利変動に伴う経費の増		○
制度関連等	広く事業者一般を対象とした法制度、許認可制度等の新設・変更によるリスク		○
	本施設の管理運営業務にのみ直接影響を及ぼす法制度、許認可制度、税制度等の新設・変更によるリスク	○	
	税制度の新設・変更によるリスク	協議事項	
自然災害	自然災害（暴風雨、豪風雨、洪水、地震、落盤等）に伴う、施設、設備の修復による経費	○	
	不可抗力に伴う業務履行不能	協議事項	
資金調達	管理運営に必要な設備投資、人員配置等に充てる資金の確保		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

※水道料金が改定された場合について

水道事業者である千葉県が料金改定を行う意向を示したところですが、現在、改定の有無や改定される場合の具体的な改定内容はわかっておりません。

原則として、水道料金の改定が行われた場合の経費の増についても、他の経費と同様にリスク分担における「人件費・物件費等の物価変動に伴う経費の増」として指定管理者の負担としますが、船橋市総合体育館は業務の特性上水道の使用水量が多く、他の施設よりも影響が大きくなることが考えられます。

そのため、水道料金が改定された場合で、かつ、その影響が大きい場合には、リスク分担にかかわらずその負担について市と指定管理者とで協議するものとします。

８ 業務評価

（１）内部評価について

施設の管理・運営に関し、教育委員会が定める仕様書、指定管理者が作成する事業計画書、協定等に従い適正かつ確実にに行われているか、また安定的・継続的な施設運営が行える状況にあるかなど、あらかじめ定めたサービス水準を維持し、向上に向けて業務を実施しているかどうかについて、教育委員会の定める報告書の提出のほかに、下記の方法により業務実績の評価を実施します。

①教育委員会が作成するモニタリングシートに基づく指定管理者による自己評価及び教

育委員会による評価（年１回）

②指定管理者によるアンケート等の実施（年１回以上）

③その他、教育委員会の示す方法による業務の評価

上記以外の方法で、指定管理者が独自にモニタリングを実施する場合は、事業計画書により提案してください。

（２）労働関係法令の遵守状況の確認について

必要に応じて労働関係法令の遵守状況について調査を行う場合があります。なお、当該調査業務を委託して実施することがあります。

（３）改善指導と指示について

評価結果により、改善が必要な場合は改善に向けた指導を行います。指定管理者は指導された事項について改善計画を作成し、計画的に改善に取り組んで頂きます。改善結果が適正と認められない場合は改善措置を講じるよう指示を行います。

（４）評価結果の公表について

評価結果及び改善結果については、施設内において利用者の見やすい位置に掲示していただくほか、本市ホームページにて公表します。なお、指定管理者独自で実施するモニタリング結果についても原則公表して下さい。

（５）指定の取消し及び業務の一時停止について

改善の指示によっても改善が見られない場合や教育委員会の指示に従わない場合は、指定を取消し、又は期間を定めて指定管理者業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

９ その他管理運営にあたっての留意事項

（１）法令等の遵守について

本施設の管理運営業務を行うにあたっては、下記に掲げる法令等を遵守してください。なお、下記に掲げる法令等が改正された場合は、改正後の内容を遵守してください。

ア．地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

イ．労働関係法令（労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）等）

ウ．船橋市総合体育館条例（平成５年船橋市条例第１８号）、同施行規則

エ．船橋市武道センター条例（昭和６２年船橋市条例第１２号）、同施行規則

オ．障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）

カ．個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

キ．船橋市情報公開条例（平成１４年船橋市条例第７号）

ク．船橋市行政手続条例（平成９年船橋市条例第２号）

ケ．船橋市暴力団排除条例（平成２４年船橋市条例第１８号）

コ. その他管理運営に適用される法令等

(2) 占有団体の取扱いについて

ア. ならだいスポーツクラブあまなつ

習志野台、松が丘、坪井地区の住民により設立された総合型地域スポーツクラブの安定したクラブ運営を支援するため、年間を通して事務局の設置場所として施設の一部利用を許可しております。また、施設の一部及び備品等を優先的に貸出し、地域のスポーツ活動の普及を図っています。

実施日 毎月第3土曜日

会 場 船橋市総合体育館 サブアリーナ、多目的室、大会議室他

(3) 損害賠償請求等への対応について

指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設、設備、物品等が使用に耐えなくなった場合、あるいは指定管理者の責めに帰すべき事由により、利用者に被害が及んだ場合、その他教育委員会に損害が及んだ場合などは、その損害の全部又は一部について賠償していただきます。

以上のことから、指定管理者はあらかじめ業務に関する損害賠償責任保険に加入してください。

(4) 苦情等への対応について

指定管理者は利用者等から寄せられるさまざまな苦情や要望に十分応えるため、マニュアルの整備や職員研修の実施等必要な体制を整えることとします。寄せられた苦情等に対して、指定管理者は施設の管理運営を行う者として誠意ある対応をして下さい。

また、必要に応じ教育委員会に報告するとともに、対応について教育委員会と協議して下さい。

(5) 事故及び災害等への対応について

指定管理者は利用者が安心してサービスを受けられるよう、マニュアルの整備や職員研修の実施など、事故や事件の防止及び災害や感染症への対応における体制を整えることとします。事故等が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する体制を整えることとし、原則として、対応にあたっては教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指示を受けた後、指定管理者の責任において対応するものとし、緊急を要する場合においては、利用者の安全確保に関する措置や施設等の保全措置及び一時的な避難者の受け入れに努めた後、速やかに報告するものとしします。

また、施設の開館時間外に災害が発生した場合は速やかに施設の安全確認を行うものとします。

(6) 職員研修の実施について

本施設において業務を実施する職員に対し、接遇、救命救急、個人情報の取扱い、苦情

解決等の研修を必要に応じて実施してください。

(7) 個人情報の取扱い、守秘義務及び情報公開

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、管理業務の遂行に伴う個人情報について適切に取り扱うとともに、必要な措置を講じなければなりません。また、業務上知り得た情報を他人に漏らしたり、不当な目的に使用したりしてはなりません。指定期間が終了した後も同様です。

なお、指定管理者が施設の管理を行うにあたり保有する情報の開示及び提供については、教育委員会の指示に従い必要な措置を講じなければなりません。

(8) 文書等の管理保管

指定管理者は、指定管理業務の遂行にあたり作成又は収受した文書等をその他の業務文書等とは別に管理し、適切に保存しなければなりません。

なお、これらの文書は法令等で定めるもののほか、管理業務に関する文書等について、指定期間終了後、指定期間開始時に本市と指定管理者で締結する基本協定書等に定める期間保存しなければなりません。

(9) 利用者調整会議の開催と優先予約について

本施設では利用者調整会議を年始に開催し、その調整結果に基づき次年度の優先予約を可能としています。指定管理者は調整会議を主催し、調整を行ってください。

なお、優先予約が可能な行事等については、以下を参考とし指定管理者で基準を定め、教育委員会の承認を得てください。

①船橋市又は教育委員会が主催する行事

※国際大会、全国大会等の大規模な行事は同様順位

千葉ジェッツふなばしのホームゲーム（年2回程度）

②船橋市又は教育委員会から委託された市民全体を対象とする行事

③船橋市又は教育委員会から委託された地域住民を対象とする行事

④船橋市又は教育委員会が共催する行事

(10) 利用者の声の把握

指定管理者は、年1回以上利用者を対象にアンケート調査等を実施し、常に利用者のニーズの把握に努めて下さい。

また、本市又は教育委員会が実施するアンケートに協力して下さい。

(11) 監査等への協力

指定管理者の行う公の施設の管理業務にかかる出納その他の事務の執行については、監査委員の監査等の対象となる場合があります。その際、指定管理者は監査委員等に協力しなければなりません。

(12) 教育委員会への報告等

管理業務に関して、その実態を把握するため、「資料4 業務仕様書」や指定期間開始時に締結する基本協定書等に記載のとおり必要な報告書等を提出して下さい。また、指定管理者は教育委員会が指定管理者に行う調査や調査依頼等に協力しなければなりません。なお、教育委員会に提出した報告書や調査結果等は開示の対象となる場合があります。

(13) 災害等発生時の対応について

本施設は、災害等の発生時において船橋市地域防災計画で以下のとおり指定されています。そのため、指定管理者に対して災害時対応の協力を要請する場合があります。災害時対応協力（市との役割分担、費用負担等）については、別途、基本協定において取り決めます。なお、以下の施設のとおり位置づけられている役割についての開設及び運営への協力に発生した光熱水費・人件費などの必要経費は、原則市の負担とし、開設及び運営により施設の通常利用の制限を伴う場合の指定管理料の減額及び損失の補填は協議事項とします。

施設名	船橋市地域防災計画における位置づけ
船橋市総合体育館	宿泊可能避難所、一時避難場所、遺体安置所、代替警備本部
船橋市武道センター	宿泊可能避難所

また、船橋市地域防災計画において予め指定されていない役割についても、災害等の発生状況によっては、随時協力を求める可能性があり、公の施設であることを鑑み本市の災害対応に協力しなければなりません。なお、本市の要請に基づき要した費用のうち、指定管理者による一般的な管理業務に要する経費に含めることが適当でないと本市が認めたものについては、原則本市の負担とします。

(14) 障害者差別解消に係る配慮

本市においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき「障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」を定めております。公の施設の管理運営を行うことに鑑み、指定管理者においても、「資料6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」に準じた対応を行うものとします。

(15) 市内事業者の活用について

「3 指定管理者が行う業務」に記載のとおり、専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行う事が困難な一部の業務については、教育委員会の承認を得て委託することができますが、委託業者の選定にあたっては、市内に本店等を有する事業者を選定するよう努めてください。

(16) 指定管理者提案による整備・改修について

指定管理者は事前に教育委員会の承認を得た上で、指定管理者の負担による本施設の整備・改修等を行うことができるものとします。

なお、指定期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、指定管理者は、原則、

速やかに本施設を指定期間開始前の状態に復するものとします。ただし、教育委員会と指定管理者での協議の上、指定期間開始前の状態に復さないことについて教育委員会の承認を得た場合はこの限りではありません。

(17) 自動販売機の取扱いについて

自動販売機売上に係る収入については、事業収入の扱いとします。また、指定管理者は自動販売機を設置するにあたり、行政財産の使用許可申請を行い、教育委員会の許可を得る必要があります。

(18) 総合体育館オアシス内の活用について

船橋市総合体育館オアシス内では令和2年3月31日まで売店があり、軽食等の販売がありました。指定管理者においても、旧売店スペースの有効活用を図るよう提案してください。また、提案をもとに教育委員会と協議の上決定するものとしますが、利用者の利便性を考慮した計画とし、本業務により得られる収入は事業収入として算定してください。

なお、(20)に記載した令和9年度全国高等学校総合体育大会に関わる期間については、利用が出来ない見込みです。

(19) 指定管理業務に関連するその他の業務の実施について

指定管理業務のほか、以下の業務については指定管理者として指定された者による実施を想定しております。実施の方法については別途教育委員会と協議を行うものとします。

①体育施設使用料の徴収等業務等

利用者の利便性確保のため、本施設において他の市内体育施設等に係る使用料の徴収、許可書の発行、金銭の引き渡し、書類の取次業務等を行う。

②船橋市運動公園及び法典公園の利用に係る業務

船橋市運動公園及び法典公園については、現在指定管理者による管理運営を行っているが、利用者の利便性を確保するため、指定管理者は管理する体育施設以外の利用料金の徴収等に関する事務を行うとともに、指定管理者双方で収支の精算を行う。

(20) 令和9年度全国高等学校総合体育大会について

令和9年度全国高等学校総合体育大会（剣道・フェンシング）が船橋市総合体育館を会場に開催されることが決定しており、大会を円滑に遂行するため、以下の点に配慮・協力をお願いします。なお、令和9年度大会にかかる情報は現時点での見込みとなります。

①令和9年度大会（会場：船橋市総合体育館）

1. 期間

大会準備：令和9年7月下旬に、1週間程度

大会：令和9年7月下旬～8月中旬のうち、2週間程度

種目：剣道・フェンシング

2. 想定利用施設

メインアリーナ（試合会場）、サブアリーナ・多目的室（練習会場）、大会議室・小会議室（会議用スペース）、駐車場（観客用）

※大会期間中は、一般利用客の施設利用を全面禁止にすることを想定。

3. 参加人数

- ・剣道:選手、監督等1,200～1,300人（実数）、観客13,000人（延べ数）
- ・フェンシング:選手、監督等1,000～1,100人（実数）、観客5,000人（延べ数）

4. 使用料

市（実行委員会）で負担

②過去開催の大会【参考】

I 平成26年度船橋市総合体育館での開催

1. 期間

平成26年8月2日（土）から8月7日（木） 種目：男子バスケットボール

2. 会場

- ・船橋市総合体育館（船橋アリーナ） 1回戦～決勝戦
- ・船橋市運動公園体育館 1回戦～3回戦

3. 参加人数等

- ・選手、監督 767人（選手12人、監督1名×59チーム）
- ・役員数 1,872人（延べ数）
- ・補助員数 1,971人（延べ数）
- ・観客数 54,000人（延べ数）

II 令和6年度開催（剣道・フェンシング）の大会

（剣道）

1. 期間

令和6年8月3日（土）～6日（火）

2. 会場

大分県大分市レゾナック武道スポーツセンター

3. 参加人数等

- ・選手、監督 956人（実数）
- ・観客 12,778人（延べ数）

（フェンシング）

1. 期間

令和6年7月23日（火）～27日（土）

2. 会場

佐賀県佐賀市SAGAサンライズパークSAGAアリーナ

3. 参加人数等

- ・選手、監督 917人（実数）
- ・観客 3,937人（延べ数）

(21) 適格請求書保存方式（インボイス制度）の対応について

適格請求書保存方式（インボイス制度）に基づく適格請求書（インボイス）に対応すること

(22) 救護体制の強化について

自動体外式除細動器（AED）を使用した救命の機会を広げるため、「船橋市自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理に関する指針」を遵守してください。

10 指定管理者募集に関する事項

(1) スケジュールについて

選定及び選定後のスケジュールは下表のとおり予定しています。

内容	期間又は期日
募集要項配布期間	令和7年6月23日（月）から 8月18日（月）まで
現地見学会	令和7年7月 4日（金）
質疑受付期間	令和7年7月 7日（月）から 7月10日（木）午後5時まで
質疑回答予定日	令和7年7月22日（火）
受付期間	令和7年7月22日（火）から 8月18日（月）午後5時まで
書面審査の実施	令和7年9月中旬
書面審査の結果通知	令和7年9月下旬
面接審査の実施	令和7年10月上旬
面接審査の結果通知	令和7年10月中旬
業務引継ぎ等に関する協議開始	令和7年11月
指定議案の提出	令和7年12月
協定書の協議	令和8年1月から
業務引継ぎ	令和8年1月から3月まで
利用者への説明会	令和8年2月
指定管理者業務開始	令和8年4月1日（水）

(2) 指定管理者の募集手続きについて

①募集要項の配布

配布期間	令和7年6月23日（月）から
配布方法	本市ホームページに掲載しますのでダウンロードしてください。
注意事項	窓口での配布は行いません。

②現地見学会

日 時	令和7年7月 4日（金）午前10時から
場 所	船橋市総合体育館 集合
参加人数	団体ごとに2名まで
申込期限	令和7年7月 2日（水）午後5時まで
申込方法	参加を希望する団体は、申込期限までに「申請書類1 現地見学会参加申込書」を「15 問合せ先及び申請書類提出先」記載の電子メールあてに提出してください。その際、表題タイトルを「船橋市総合体育館見学会参加申込（〇〇〇〇←団体名）」としてください。電話やFAXでの受付はいたしません。確認後、受付完了メールを送付いたします。
注意事項	当日質疑応答は行いません。質疑がある場合は、後述③「募集要項等に関する質問」により行ってください。 工事中のため武道センターの現地見学会はありません。

③募集要項等に関する質問

受付期間	令和7年7月 4日（金）から7月10日（木）午後5時まで
受付方法	「申請書類2 質問書」を「15 問合せ先及び申請書類提出先」記載の電子メールあてに提出してください。質問が複数ある場合は、質問事項の行を追加し提出してください。電話・口頭・FAXによる質問は受け付けませんのでご了承ください。
回答方法	回答できる全質問に対し、7月22日（火）に質問及びその回答を本市ホームページに掲載することを予定しています。
注意事項	回答後の再質問は受け付けません。 質問される際には質問意図を明確にし、曖昧な質問とならないよう注意してください。 質問受付期間前に必要となる事項に関する質問（説明会参加申込書の記入方法に関する質問など）につきましては、随時電話やFAX等にて受け付けいたします。

（3）申請資格

次に掲げる条件を満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）とします。また、複数の法人等で構成されるグループによる申請（以下「共同企業体」という。）も可能とします。なお、共同企業体は、代表団体及びその他の団体（以下「構成団体」という。）から成るものとします。

①スポーツ施設の運営及び事業展開に理解と熱意を持ち、効率的・効果的かつ安定した管理・運営を行い、公の施設として利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上を図ることができること

②申請する法人等は、申請時点で体育施設（スポーツ施設）を管理・運営中で、かつ5年以上の実績を有すること

- ③地方自治法施行令第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること
- ④地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消されたことがない、または取消後3年以上経過していること
- ⑤法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- ⑥千葉県内に本店又は営業所等を有する法人その他の団体にあつては、千葉県税を滞納していないこと
- ⑦船橋市税を滞納していないこと
- ⑧「申請書類7（申請時）労働条件チェックシート」に記載する労働関係法令の規定を遵守している者であること
- ⑨暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の利益となる活動を行う法人等でないこと
- ⑩役員等（法人にあつては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあつてはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等でないこと
- ⑪役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人等でないこと
- ⑫役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人等でないこと
- ⑬役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人等でないこと
- ⑭役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等でないこと

（4）共同企業体による申請について

- ①申請にあたっては、あらかじめ代表団体を定めてください。当該代表団体が申請手続きを行うものとします。
- ②代表団体は、「10 指定管理者募集に関する事項 （3）申請資格」を満たす必要があります。構成団体は、「10 指定管理者募集に関する事項 （3）申請資格」の②を除く要件を満たす必要があります。
- ③単独で申請した法人等は、共同企業体を構成する法人等になることはできません。また、同一の法人等が同時に複数の共同企業体を構成する法人等になることもできません。
- ④共同企業体による申請をした後においては、当該共同企業体を構成する法人等の変更をすることは原則できません。
- ⑤申請時に、共同企業体の名称を設定してください。
- ⑥役割や業務分担等について、代表団体及び構成団体の間で協定を締結してください。

(5) 申請の手続きについて

①申請書類

申請にあたっては、次に掲げる書類を提出してください。なお、教育委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

	書類名	備考
ア	指定管理者指定申請書（申請書類 3 及び 3－2）	
イ	指定期間全体の事業計画書（申請書類 4）	
ウ	法人等概要書（申請書類 5）	・共同企業体が申請する場合においては、代表団体及びすべての構成団体のものを提出 ・オについては、副本用は写しでも可
エ	定款、規約その他これらに類する書類	
オ	法人にあっては登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※本募集への申請日から 3 か月以内に発行されたもの	
カ	申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書	
キ	前年度又は直近の貸借対照表、損益計算書、財産目録又はこれらに準ずる書類	
ク	法人等の役員名簿（申請書類 8）	
ケ	（申請時）労働条件チェックシート（申請書類 7）	共同企業体のみ提出
コ	誓約書（申請書類 6）	
サ	共同企業体結成を証する書類（協定書の写し等。任意様式）	
シ	事業計画書の電子データ（Microsoft Word 及び Excel 形式。CD、DVD 等の電子媒体に記録して提出）	
ス	納税証明書【国税】（その 3 の 3）	
セ	納税証明書【県税】（その 2）（千葉県内に本店又は営業所等がある場合）	
ソ	市税納付確認書 ※市税の課税がなくても必要です	
タ	法人市民税納税証明書（市内に本店又は営業所等がある場合）	

②提出書類の言語等

申請書類に使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める計量単位としてください。

申請書類の用紙サイズは原則 A 4 版とします。記載方法は、原則文字サイズ 11 ポイント以上とし、横書き、フラットファイルに左綴じにし、1 冊にまとめて提出してください。印刷方法は片面印刷とします。必要があれば図、写真等を用いても構いません。

申請書類は、書類を 3 部（原本 1 部 副本 2 部）、電子データを 1 部提出してください。副本については原本である必要はありませんが、写しである場合には、原本と相違ないことを証明する旨日付、代表者名及び印とともに記載して下さい。

また、イ（事業計画書）のみを綴じた書類について上記とは別に 15 部提出してください。

③申請書類の受付

受付期間	令和7年7月22日（火）から8月18日（月）まで
受付時間	土・日・祝を除く、9時から17時まで
受付場所	船橋市役所 教育委員会生涯学習部生涯スポーツ課 (市役所本庁舎7階)
提出方法	直接持参してください。その場で申請書類が揃っているかどうか確認いたします。 なお、持参される際には事前に電話にて受付予約をしてください。

④注意事項

「申請書類4 事業計画書」の作成にあたっては次の事項について注意して下さい。

- 指定期間全体にわたっての内容を記載してください。
- 法人等の名称、所在地等、申請者が特定することができる情報は一切記載しないでください。
- 手書きでの作成はご遠慮下さい。
- 設定された枚数、枠の大きさ、余白等の設定については変更をしないでください。
ただし、図表や写真等を用いることは可能です。
- 記載にあたっては、できるだけ要点をまとめてわかりやすく記述してください。
- 記載事項のない項目があっても削除しないで下さい。

⑤失格事項

申請者が次に掲げる要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- ア. 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- イ. 申請書類申請期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ウ. 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合
- エ. 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- オ. 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- カ. 法人等の財務状況が著しく悪化していることにより指定期間中安定した業務履行が困難であると判断される場合又はその事実が判明した場合
- キ. 指定管理料の提案額が「6 管理運営に関する経費等(2)指定管理料について」で示す額を超えている場合
- ク. 申請者若しくは申請者の代理人、その他関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は指定管理者選定委員会委員・教育委員会関係職員・現指定管理者に対し、指定管理者選定に関して接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与した場合
- ケ. 提出された事業計画書において、募集要項等に定める内容を明らかに満たしていない場合
- コ. その他不正行為があったと教育委員会が認めた場合

⑥申請における留意事項

- ア. 申請者の名称、選定結果等
すべての申請者の名称、選定結果等については、ホームページ等で公表します。

また、市議会へも、申請者のすべての名称、選定結果等は説明資料として提出されます。

イ. 申請書類等の差し替え等の禁止

提出された書類の差し換えや内容変更はできません。

ウ. 申請書類の取扱い

提出された申請書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

また、教育委員会は指定管理者の選定の公表等必要となる場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。事業計画書は市議会へ説明資料として提出されます。なお、提出された申請書類は、開示請求の対象となる公文書として取扱い、船橋市情報公開条例の規定に従い取り扱うことになります。

エ. 申請書の取り下げ

申請書類を提出後、倒産等の事情により、申請を辞退することが明白となった場合には速やかに「申請書類 10 船橋市総合体育館指定管理者指定申請辞退届」及び「申請書類 10-2 船橋市武道センター指定管理者指定申請辞退届」を提出してください。

オ. 申請に係る費用負担

申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。また、申請書類に含まれている特許権、実用新案、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者の負担とします。

カ. その他

本事業提案申請のために現地見学会等、定められた機会を除き、教育委員会から資料の提供を行うことはありません。申請者は、教育委員会が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで申請を行って下さい。

また、教育委員会が提供する資料については、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、教育委員会の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ又は内容を提示することを禁じます。

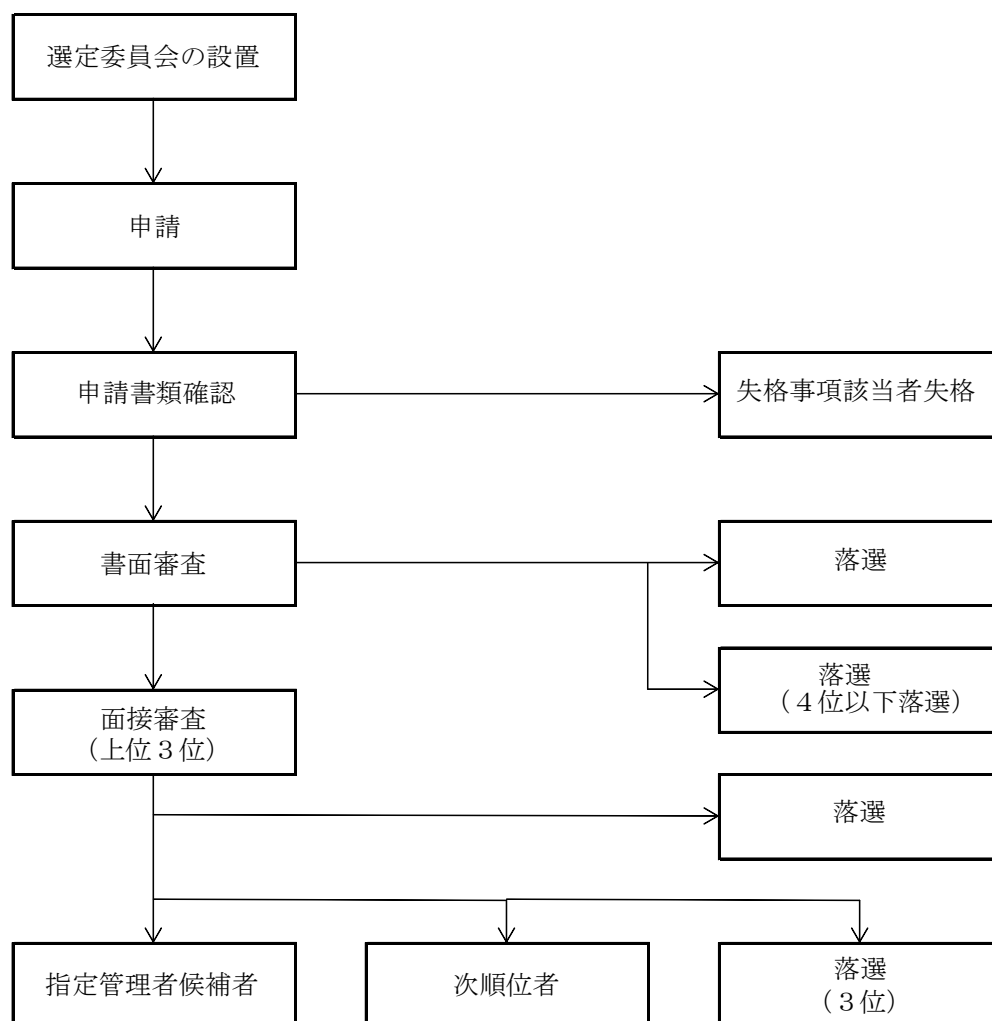
ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

○公知となっている情報

○第三者により本業務に関して合法的に入手できる情報

11 指定管理者候補者の審査・選定等

選考のおおまかな流れは、下図のとおりです。



(1) 指定管理者選定委員会の設置について

指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に実施するため、船橋市総合体育館及び船橋市武道センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置しました。

選定委員会は、原則、公開されます。ただし、船橋市情報公開条例第26条各号のいずれかに該当する場合は、非公開となることがあります。

(2) 選定委員会による審査について

選定委員会は、提出された申請書類を、(3) 評価基準に記載の審査項目を基に書面審査を行います。なお、申請資格を満たしていない者及び失格事項に該当する者については審査を行いません。

書面審査の結果、上位3法人等（ただし、同点の場合は3法人等以上）を対象に、プレゼンテーションや質疑応答等（以下「面接審査」という。）を実施します。書面審査及び面接審査の結果により審査を行い、最も優れた提案を行った法人等を選定します。書面審査の結果については、令和7年9月下旬頃までに全申請者へ書面にて通知します。

面接審査の実施方法は、次のとおりとします。

①出席者

出席者は、現に法人等の運営に関わっている者で3名までとし、申請している本施設の業務の責任者候補（面接審査において、採用されていない場合は、法人等における指定管理者業務担当者）が必ず1名以上出席してください。

②発表方法

プロジェクター等の機材を用いてプレゼンテーションを行う場合、機材の持ち込み及びセッティングは法人等が自ら行い、これに要する時間として面接審査開始前に設ける一定の時間内に設置してください。スクリーンのみ教育委員会が用意・セッティングしますので、使用する場合は事前にお申し出ください。

パネルを用いて説明を行うことはできますが、資料等を配布して説明を行うことはできません。

③面接審査の日時等

面接審査の実施時期は令和7年10月上旬頃を予定しています。詳しい日時・場所等については、書面審査結果の通知の際、面接審査を実施する法人等に対し通知します。面接審査に要する時間は、プレゼンテーション、質疑応答及び入退出の時間を含め30分程度を予定しております。

（3）審査のポイント

- ①本市が示す管理の基本方針、施設の設置目的及び業務内容を的確に把握し、指定管理者となる意義や責任を理解しているか。
- ②公平な運営がなされ、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られているものであるか。
- ③施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。
- ④管理を継続的に安定して行う財政的基盤及び人的能力を有しているか。

（4）評価基準

①書面審査評価基準

大項目	小項目		点数
1 管理運営の基本方針	(1)	管理運営の基本的考え方	5 点
	(2)	スポーツ振興・地域活性化に関する考え方	10 点
2 事業運営計画	(1)	施設の管理体制全般に対する考え方	5 点
	(2)	安定的な事業運営を行う体制	5 点
	(3)	利用促進の方策	5 点
	(4)	施設の貸出条件	10 点
	(5)	自主事業の実施	10 点
	(6)	利用者支援計画	5 点
	(7)	利用者への公平性	5 点

3 維持管理計画	(1)	維持管理体制	10 点
	(2)	管理運営にあたって必要となる専門性	5 点
	(3)	施設の保守管理計画	5 点
	(4)	清掃管理計画	5 点
	(5)	設備・備品の管理計画	5 点
	(6)	駐車場、保安警備業務の管理計画	5 点
4 収支計画	(1)	管理に係わる収支予算	5 点
	(2)	支出見積もりの妥当性	5 点
	(3)	経費節減の考え方	5 点
	(4)	収入見込みの妥当性・安定性	5 点
	(5)	自主事業収支の妥当性	5 点
5 その他管理運営に関する計画	(1)	モニタリング方法の考え方	5 点
	(2)	安全対策・事故発生時の対応について	5 点
	(3)	個人情報の扱い	5 点
	(4)	環境への配慮	5 点
	(5)	広報計画	5 点
	(6)	研修計画	5 点
6 事業計画全般及び指定管理者としての団体に対する評価	(1)	運営実績	10 点
	(2)	事業遂行能力	10 点
書面審査評価点			170 点

※ただし、書面審査において上記書面審査評価基準に基づく大項目 1～6 の各項目の選定委員会による採点の平均が、各項目に配点された点数の 2 分の 1 に満たない項目が一つでもある場合は、面接審査へは進めません

②面接審査評価基準

大項目	小項目	点数
1 説明及び質疑応答	説明及び質問に対する回答、提案内容	30 点
2 総合評価	総合的な評価	20 点
面接審査評価点		50 点

※ただし、面接審査において上記面接審査評価基準に基づく選定委員会による採点の平均が 25 点に満たない場合は、指定管理候補者として選定されません

(5) 順位付けの方法

書面審査、面接審査ともに、委員毎に審査の採点結果に順位を付し、各委員が付した順位の数字を合計して小さい数字の者から上位とします。順位点合計が同点の場合、1 位の

獲得数が多い者を上位とします。なお、1位の獲得数が同数の場合、順に2位、3位と獲得数が多い者を上位とし、それでも差が付かない場合は合計評価点が高い者を上位とします。

ア 書面審査における順位付けの方法（例）

	A法人		B法人		C法人		D法人	
	採点	委員における順位	採点	委員における順位	採点	委員における順位	採点	委員における順位
委員1	130点	2位	140点	1位	110点	4位	120点	3位
委員2	125点	2位	90点	4位	120点	3位	140点	1位
委員3	120点	1位	115点	2位	110点	3位	105点	4位
順位点計		5点		7点		10点		8点
書面審査の順位	1位 面接審査に進む		2位 面接審査に進む		4位		3位 面接審査に進む	

イ 面接審査を加えた最終的な順位付けの方法（例）

		A法人		B法人		C法人		D法人	
		採点	委員における 順位	採点	委員における 順位	採点	委員における 順位	採点	委員における 順位
委員 1	書面	130 点		140 点		(面接審査に 進めない)		120 点	
	面接	50 点		45 点				35 点	
	合計	180 点	2 位	185 点	1 位			155 点	3 位
委員 2	書面	125 点		90 点				140 点	
	面接	40 点		30 点				50 点	
	合計	165 点	2 位	120 点	3 位			190 点	1 位
委員 3	書面	120 点		115 点				105 点	
	面接	45 点		35 点				40 点	
	合計	165 点	1 位	150 点	2 位			145 点	3 位
順位点計			5 点		6 点				7 点
最終順位		1 位		2 位				3 位	

(6) 審査結果の通知及び公表について

選定委員会において最も優れた提案を行った法人等を選定し、その結果に基づき、教育委員会が指定管理者の候補者を選定します。なお、1法人等を指定管理者の候補者として選定しますが、指定管理者候補者となった法人等の次に優れた提案を行った法人等を次順

位者として選定します。ただし、申請者の行った提案が選定委員会の定める書面審査評価基準及び面接審査評価基準で定める最低基準に達しない場合は、指定管理者候補者若しくは次順位者又はその両方について選定が行われません。

指定管理者候補者及び次順位者の選定結果は、選定後速やかに申請者に書面で通知するとともに公表します。公表は、生涯スポーツ課及び行政資料室での閲覧及び写しの交付（有償）並びに本市のホームページにて行います。なお、選定委員会の会議録は、会議の公開・非公開を問わず、開示請求の対象となる公文書として取扱い、船橋市情報公開条例の規定に従い取り扱うこととなります。

また、「10 指定管理者募集に関する事項（5）申請の手続きについて⑥申請における留意事項」のとおりすべての申請者の名称、選定結果等については、ホームページ等で公表し、市議会へも説明資料として提出されます。提出されたすべての申請書及び添付書類は、船橋市情報公開条例に規定する公文書として取り扱われることとなります。

（7）協議の開始について

教育委員会は、指定管理者候補者と業務の細目について協議を行います。

やむを得ない事情等により協議が成立しない場合は、教育委員会は次順位者と協議を行います。

（8）指定管理者の指定について

指定管理者候補者として選定された法人等は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。なお、指定の議案は令和7年第4回船橋市議会定例会に提出する予定です。

同議会が議決しなかった場合や否決した場合においては、指定ができません。その場合、申請者が指定管理業務を実施するために支出した費用（準備行為を含む）、提供した手法の対価等については、本市は一切補償しませんので、ご了承下さい。

なお、指定管理者と指定された法人等が基本協定の締結までに申請資格を欠くこととなったとき又は失格事項に該当することとなったとき若しくは該当することが判明したときは、指定を取り消すことがあります。指定管理者として指定された法人等の責めに帰すべき事由により指定を取消し、又は指定を行わなかった場合、本市に生じた損害は指定管理者として指定された法人等が賠償するものとします。

（9）次順位者の取扱いについて

何らかの事由により、指定管理者の指定が取り消される場合、教育委員会は指定管理者選定時に次順位者となった法人等を次期指定管理者候補者として協議を開始します。協議が整った場合、市議会へ指定の議案を提出します。この場合の指定期間は、指定管理者として指定される日から令和11年3月31日までとします。

12 指定管理者との協定の締結

教育委員会は、指定管理者として指定された法人等と業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づいて基本協定を締結します。基本協定の内容は、募集

要項、業務仕様書のほか、指定管理者からの提案事項（事業計画書の記載事項、プレゼンテーション及びヒアリングの内容）をもとに作成するものとします。ただし、教育委員会は指定管理者からの提案事項であっても、必要に応じて実施しない事項を定めることができるものとします。

指定期間開始時に指定期間全体に関する基本協定を締結するほか、指定期間内の年度毎に年次協定を締結します。

この場合、指定管理者として指定された法人等が、正当な理由なくして基本協定又は年次協定（以下「協定等」という）の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがあります。

また、指定管理者候補者又は指定管理者が協定等の締結までに、後述「13 指定の取消し等」に掲げる事項に該当する場合は、指定管理者の指定を行わない、又は協定等を締結しないことがあります。

13 指定の取消し等

下記の場合等にあつては、教育委員会は指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部を停止することができるものとします。取消しの場合は、次期指定管理者が円滑に、かつ支障なく業務を遂行できるよう、後述「14 業務の引継ぎ（3）指定終了時の引き継ぎについて」のとおり、十分な引き継ぎをするものとします。

（1）指定管理者による管理業務が不適切と認められる場合

指定管理者が、教育委員会の指示に従わない場合、関係法令、条例、規則、協定等に違反する場合や指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、指定管理者による管理業務を継続することが不適切であると認められる場合は、教育委員会は指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部を停止することができるものとします。

（2）指定管理者からの協議による場合

指定管理者が、経営悪化等により本施設の管理運営の継続が困難となった場合、教育委員会と指定管理者で協議を行い、指定管理者による管理業務の継続が困難であると教育委員会が認める場合は、教育委員会は指定を取り消すことができるものとします。

なお、この場合の協議は、指定の取消しを受けようとする少なくとも6か月前までには開始するものとし、管理業務の引継ぎについては、教育委員会又は教育委員会の指定する者に対し、教育委員会の指定する方法により行わなければなりません。

（3）不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等、教育委員会及び指定管理者双方の責めに帰することのできない事由による場合は、事業の継続について教育委員会と指定管理者の間で協議を行い、その結果、事業の継続が困難と判断した場合は、教育委員会は指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部を停止することができるものとします。

(4) 指定取消し等にかかる損害賠償について

上記(1)及び(2)の事由により指定管理者の指定が取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部が停止となった場合は、指定管理者は本市に生じた損害を賠償しなければなりません。また、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても本市はその責めを負いません。

14 業務の引継ぎ

(1) 指定開始前の引き継ぎについて

指定期間開始前の令和8年1月から3月までの間に、指定を受けた本施設の現指定管理者から業務に関する引き継ぎを受けるものとします。

引き継ぎにあたっては、現指定管理者と十分に協議を行い、引き継ぎ計画書を作成し、教育委員会に提出して下さい。また、現在、勤務している職員から継続雇用の希望があった場合には、継続雇用について検討するよう配慮して下さい。

なお、引き継ぎは令和8年4月から業務を行うこととなる職員に対し、現地にて実施し、その実施時期は令和8年1月からを予定しております。実施にあたっては、教育委員会と協議のうえ行うものとします。

また、令和8年2月中に、利用者に対する説明会を実施する予定です。当該説明会には必ず業務の責任者候補（統括責任者又は館長予定者）が出席してください。

(2) 指定開始時の引き継ぎについて

令和8年4月1日以前に行われた、令和8年4月1日以降の利用の申し込みや、各種事業の決定等の処分、手続きその他の行為は、教育委員会及び旧指定管理者から引き継ぐものとします。

(3) 指定終了時の引き継ぎについて

指定期間が終了するとき、又は指定が取り消されたときは、速やかに施設を指定期間開始前の状態に復するとともに、業務に関し次期指定管理者及び教育委員会に引き継ぎを行うものとします。業務の引き継ぎは、必要な資料等を引き継ぐとともに、引き継ぎ計画書を作成し、次期指定管理者及び教育委員会と十分な事務引継ぎを行うこととします。

(4) 引き継ぎに要する費用について

業務引き継ぎ等に要する費用は、すべて指定管理者に選定された法人等の負担とします。

15 問合せ先及び申請書類提出先

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市役所 教育委員会生涯学習部生涯スポーツ課 庶務施設係（市役所本庁舎7階）

電話 047-436-2910

FAX 047-436-2908

電子メール supotsu@city.funabashi.lg.jp